

○財務省告示第五十号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>〔略〕</p> <p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四</p>	<p>〔同上〕</p> <p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四</p>

条第一項の規定により保存しなければならないものとされている帳簿及び書類並びに関税法施行令第八十三条第五項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「帳簿等」という。）を同条第六項に規定する保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。） B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダー又はマイクロフィルムリーダーダプリンタを設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

一 日本産業規格 K七五五八（一九八六） 2（安全

条第一項の規定により保存しなければならないものとされている帳簿及び書類並びに関税法施行令第八十三条第五項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「帳簿等」という。）を同条第六項に規定する保存すべき場所に、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。） B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダー又はマイクロフィルムリーダーダプリンタを設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

一 日本工業規格 K七五五八（一九八六） 2（安全

<p>性)に規定する安全性の基準を満たす材質であること。</p> <p>二 <u>日本産業規格B七一九七</u> 附属書1の2 (マイク ロフォームの実用品位数) に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。</p> <p>三 <u>日本産業規格B七一九七</u> 8 (処理、品質及び保存方法) の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。</p> <p>四 <u>日本産業規格Z六〇〇八</u> 4 (解像力の試験) の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。</p> <p>五 「略」</p>	<p>性)に規定する安全性の基準を満たす材質であること。</p> <p>二 <u>日本工業規格B七一九七</u> 附属書1の2 (マイク ロフォームの実用品位数) に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。</p> <p>三 <u>日本工業規格B七一九七</u> 8 (処理、品質及び保存方法) の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。</p> <p>四 <u>日本工業規格Z六〇〇八</u> 4 (解像力の試験) の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。</p> <p>五 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	